

日野市



# クリーンセンターだより

発行：日野市クリーンセンター ☎ 042-581-0444 FAX 042-586-6606



## 「水銀製品の分別徹底に向けた活動」

### ～水銀回収キャンペーン「第1弾」の実施状況～

水銀を含むごみの混入防止を徹底するため、広報誌等での周知に加えて例年「水銀回収キャンペーン」を実施しています。令和5年度は可燃ごみへの水銀混入が多発したため実施期間をひと月前倒し、9月から12月の4カ月を「第1弾」として実施しました。

今後とも水銀製品の分別徹底にご理解とご協力をお願いいたします。

	体温計	温度計	血圧計	その他	合計
日野市	196	11	16	0	223
国分寺市	194	4	5	0	203
小金井市	173	5	4	0	182
合計	563	20	25	0	608

(参考) 令和4年度3市合計 252本

更なる周知のために「水銀回収キャンペーン第2弾」を2月及び3月の間で実施しました。

「第2弾」の集計結果については次号でお知らせいたします。

浅川清流環境組合 事業課 電話：042-506-2923

日野市ごみゼロ推進課 電話：042-581-0444

## 第16回クリーンセンター連絡協議会を開催しました

- 開催日 令和6年2月17日(土) 午前10時00分から
- 会場 プラスチック類資源化施設 多目的室
- 内容
- ・プラスチック類資源化施設、可燃ごみ処理施設運転状況
  - ・北川原公園搬入路に関する違法状態解消に向けた取組状況
  - ・環境定点測定結果
  - ・可燃ごみ処理施設専門家委員会について
  - ・水銀測定値が公害防止基準値を一時的に超過した件について
  - ・次期可燃ごみ処理施設に向けた課題等の整理について
  - ・水銀回収キャンペーン第一弾の実績報告



連絡協議会

対象自治会：新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会、百草園自治会

※ 当日配布資料、会議要点録は市HPに掲載しています。

HPのID「1010362」で検索してください

問い合わせ先 クリーンセンター 施設課 042-581-0443

# 水銀値超過後、24時間後の超過で運転停止と定める 「運転停止・再開方針」を継続と助言 専門家委員会 2月20日開催



浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会は、可燃ごみ処理施設の稼働に関して学識経験者の意見を聞いて対応したほうが良い内容を検討するために設置されています。

2月20日に開催しましたが、委員会からの主な助言は以下のとおりです。

なお、今回の委員会で議論した内容について、当組合管理者宛に文書にて報告しております。

(委員会からの主な助言)

- ・煙突から出る排ガス中の水銀濃度について、大気汚染防止法で定める規制値である  $50 \mu\text{g}/\text{m}^3 \text{N}$  が排出されたとしても、直ちに健康被害が生じるものでないと環境省は示している。また、この施設の稼働の前後に実施した環境影響評価でも同様の評価を受けている。
- ・大気汚染防止法で定めている排出基準として超過してはいけない値は、6カ月に1度の法定測定の数値が本来の比較対象である。組合独自の基準値に関する認識を周辺住民の方に理解してもらう必要がある。連続測定機で計測した数値は、あくまで指標値で、運転の指標となるものである。連続測定機による1時間平均値  $50 \mu\text{g}/\text{m}^3 \text{N}$  (水銀) への認識について、整理をする必要がある。
- ・ごみ質が均等ではないので、連続測定機の数値で直ちに停止し、工場内の清掃作業を実施すると、どの焼却炉も機能しなくなる。
- ・施設を運営する際に周辺住民と検討して方針を決めた。実際に  $50 \mu\text{g}/\text{m}^3 \text{N}$  (水銀) を超過しても短時間で収束し、周辺環境に影響を出さないようにしているので、適切な運転管理をしていると思う。引き続き、適切な対応ができればと思う。23区では基準値超過などについての取扱いが違ふと思うが、この組合もかなり厳しい基準でやっている。
- ・水銀含有物の混入を防ぐために、水銀回収キャンペーンの実施や携帯型水銀測定装置の導入も高く評価するが、日野市、国分寺市、小金井市に対して、引き続き分別徹底を求めるべき。

## すべての項目の数値は基準値以内 ～近隣4カ所で環境定点測定を実施

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の運転時並びに停止時における施設周辺の4カ所(新井公園、新井わかたけ公園、落川林間公園、上落川公園)の大気質、悪臭、土壌、騒音(低周波音)について、年2回(夏季と冬季。冬季は施設運転時と施設停止時)、測定をしています。令和5年度も、過去の測定と同様に、全測定項目で法令などの基準となる値を下回りました。

令和6年度も2回実施するほか、近くに住んでいる方から要望がありました北川原公園の悪臭の測定についても実施します。

測定結果は当組合のホームページで掲載しています。



↑二次元コード

上記、2つの内容に関する問い合わせ先 浅川清流環境組合 事業課

電話：042-506-2923 FAX：042-589-0545 電子メール：kawasemi@asakawaseiryu.jp